

平成 29 年 1 月 19 日

受益者の皆さまへ

アムンディ・ジャパン株式会社

「りそな・アクティブジャパン」信託終了(繰上償還) 予定のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております、追加型証券投資信託「りそな・アクティブジャパン」(以下「本ファンド」といいます。)につきましては、平成 11 年 6 月 30 日の設定以来、受益者の皆さまの長期的な資産運用の一助となるべく運用を行ってまいりましたが、平成 28 年 10 月末日現在、基準価額は 9,734 円、純資産総額は 9 億 6,986 万円となっており、また減少傾向にあった受益権総口数が 9 億 9,636 万口と、信託約款に定められた信託契約の解約基準である 10 億口を下回り、本来の商品性を維持した形での運用の継続が困難な状況となっております。

弊社としましては、このまま運用を継続するよりも、本ファンドの信託契約を解約し、お預かりした運用資産を受益者の皆さまにお返すことが受益者の皆さまにとって最善であるとの判断をいたしました。信託約款の「信託契約の解約」条項に基づき、平成29年3月28日付にて信託終了(繰上償還)を予定しておりますのでお知らせ申し上げます。何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 繰上償還日程および手続きの概要

①法定公告日 (日本経済新聞の朝刊に掲載)	平成 29 年 1 月 19 日
②異議申立期間	平成 29 年 1 月 19 日～平成 29 年 2 月 20 日
③信託終了(繰上償還) 予定日	平成 29 年 3 月 28 日

本ファンドの繰上償還にご同意いただけない場合には、前記の異議申立期間内に、弊社に対し書面をもってその旨をお申立てください。詳しくは、後記「2. 異議申立ての方法について」をご参照ください。

なお、この繰上償還にご同意いただける場合は、特に必要なお手続きはございません。

当該期間内に、異議のお申立てのあった受益者の受益権の合計口数が、平成 29 年 1 月 19 日現在における受益権総口数の 2 分の 1 を超えない場合は、予定通り平成 29 年 3 月 28 日に信託を終了(繰上償還)いたします。この場合、異議のお申立てをされた受益者は、自己に帰属する受益権を、本ファンドの信託財産をもって買い取るよう受託銀行に請求することができます。詳しくは、後記「3. 異議申立てをされた受益者の買取請求手続きについて」をご参照ください。

なお、異議のお申立てのあった受益者の受益権の合計口数が、平成29年1月19日現在の受益権総口数の2分の1を超えた場合には、本ファンドの繰上償還は行いません。この場合、法定公告および書面にて受益者の皆さまにお知らせいたします。

2. 異議申立ての方法について

本ファンドの繰上償還にご同意いただけない受益者の方は、異議申立てを行うことができます。なお、異議申立ては、平成29年1月19日現在の本ファンドにかかる受益権を有する受益者(平成29年1月18日までに購入のお申込みをされた方を含みます。)が、当該受益権について行えるものとし、平成29年2月20日(同日弊社到着分まで有効)を申立期限とします。なお、平成29年1月19日以降に本ファンドの購入のお申込みをされた方は異議申立てを行えませんのでご了承ください。

<異議申立手続き>

はがきまたは封書にて後記の必要事項をご記入いただきご郵送ください。

異議申立書面の送付宛先

〒100-0011 東京都千代田区内幸町一丁目2番2号 日比谷ダイビル20階
アムンディ・ジャパン株式会社 プロダクト・ドキュメンテーション部

ご記入いただく内容

イ. 住所

ロ. 氏名

ハ. 捺印(取扱販売会社へのお届け印に限ります。)

ニ. 電話番号(日中連絡先)

ホ. 取扱販売会社および部署・支店名、口座番号*

ヘ. ファンド名および口数

ト. 異議ある旨(記載例「りそな・アクティブジャパン」について、平成29年3月28日付で繰上償還することに異議を申立てます。)

*本ファンドに関し、同一販売会社であっても複数口座をお持ちの方は、保有する全ての販売会社、部署・支店名、口座番号をご記入ください。

備考

※ 異議申立ての際のはがきや封書につきましてはお客さまご自身でご用意ください。また、切手代等の郵送費につきましてもお客さまのご負担でお願いいたします。

※ 保有口数等の確認のため、取扱販売会社が管理するお客さまに関する情報の一部を、弊社が共有させていただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。なお、これによって得た個人情報利用は、当該目的に限るものとし、それ以外の目的には利用いたしません。

※ ご記入内容に不備等がある場合には、異議申立てをお受けできなくなる場合がありますのでご注意ください。

3. 異議申立てをされた受益者の買取請求手続きについて

信託終了(繰上償還)が決定された場合において、異議のお申立てをされた受益者は、後記の手続きにより、自己に帰属する本ファンドの受益権について、信託財産による買取を請求することができます(信託終了(繰上償還)を実施することとなった場合の買取請求手続きについては、異議のお申立てをされた受益者の皆さまにあらためてご案内させていただきます)。

また、異議のお申立てをされた受益者が必ず買取請求をしなければならないわけではございません。なお、異議申立期間中・買取請求期間中ともに、通常通り、本ファンドの換金のお申込みを受付けます。ただし、買取請求を行った受益権については、換金のお申込みを行うことはできませんのでご注意ください。

<買取請求の手続き>

- ① 買取請求期間 平成 29 年 2 月 23 日～平成 29 年 3 月 14 日
- ② 委託会社より異議申立受益者に対し「買取請求のご案内」および「投資信託受益権買取請求書」等を発送
- ③ 買取請求必要書類等のご記入
- ④ 販売会社の取引店へ買取請求必要書類等をご提出
- ⑤ 販売会社から委託会社を経由して、または直接受託銀行へ買取請求必要書類等を送付
- ⑥ 受託銀行が買取請求必要書類等の受理
- ⑦ 当該信託財産による買取の実行
- ⑧ 受託銀行から指定銀行口座へ買取代金のお振込

前記の買取請求は、異議のお申立てをされた受益者が、法令に基づいて受託銀行に対して行うものであり、販売会社に対して行うものではありません。

買取価額は、当該受益権が有すべき公正な価額となります。本件においては、原則として受託銀行が買取請求必要書類を受理した日(前記⑥)の基準価額とします。

買取請求必要書類に不備等がありますと、受理日が遅れる場合がありますのでご注意ください。なお、個人の受益者は買取による譲渡益に、法人の受益者は買取時の個別元本超過額に対して課税されます(税法が改正された場合には、前記の取扱いが変更になることがあります)。

買取代金につきましては、お客さまにご指定いただく銀行口座に受託銀行よりお振込み致します。なお、振込手数料はお客さま負担として、買取代金から差し引かれます。併せまして、受託銀行より買取計算書を買取請求書にご記入いただいた住所へ郵送させていただきます(当該郵送費につきましてもお客さま負担となります)。なお、前記のような諸般の手続きが必要となるため、買取代金のお支払いまでには、通常の換金請求よりも日数を要する可能性があります。

以上

このお知らせに関するお問合せ先:

アムンディ・ジャパン株式会社 お客様サポートライン

電話 0120-202-900(フリーダイヤル)

(委託会社の営業日の 9:00～17:00)